

パソコンサービス（ANSER-SPC）利用規定

1.（パソコンサービス（ANSER-SPC）の内容）

この規定でいうパソコンサービス（ANSER-SPC）（以下「本サービス」といいます）とは、当行に対し所定の申込手続を完了した方（以下「利用者」といいます）が、当行との取引に関するデータを利用者のパソコン等（以下「端末」といいます）からANSERセンターを経由して通信回線により授受するサービスをいいます。

2.（サービスの申込）

- （1）本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、パソコンサービス（ANSER-SPC）申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入し、当行に提出するものとします。
- （2）当行は、申込時およびご利用期間中に事業内容、取引目的等、当行が指定する情報（以下、総称して「契約者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、契約者情報等に変更があった場合、変更が予定されている場合、速やかに当行に届け出てください。
- （3）非居住者は利用申込を行うことはできません。
- （4）申込書の「届出印」欄に付された印影もしくは署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものと取り扱い、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3.（授受データの範囲）

授受データは、「パソコンサービス(ANSER-SPC)申込書」（以下「申込書」といいます）またはウェブ上の「パソコンサービス(ANSER-SPC)お申込フォーム」（以下「申込フォーム」といいます）と「電子印影アプリ」により当行と契約した照会サービスおよび振込・振替サービスに関するデータとします。

4.（取扱要領）

データ授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、当行が定める方法により行うものとします。

5.（照会サービス）

本サービスにおける照会サービスは、あらかじめ指定された照会対象預金口座の残高、振込入金明細、入出金明細等の照会ができるサービスです。利用者は、本人確認のための照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号と照会用暗証番号等を当行に対しあらかじめ届け出るものとします。

6.（照会サービスの受付等）

- （1）照会サービスを利用する場合は、当行が定めた電話番号あてに送信をおこない、照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号、その他所定の事項を、当行が定める方法に基づいて、端末より入力してください。
- （2）当行で受信した照会対象預金口座の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号が、届出の店番号、預金種目、口座番号、照会用暗証番号と一致したときは、送信者を利用者とみなし応答します。当行が一致を確認して取り扱いましたうえは、照会用暗証番号等につき盗用・不正使用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- （3）当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者ご連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

7.（振込・振替サービス）

- （1）本サービスにおける振込・振替サービスは、次の振込・振替取引を行う場合に利用できるサービスです。利用者は、本人確認のための振込振替用暗証番号、利用者が振込先を依頼の都度指定する場合に使用する確認暗証番号および端末側の発信元を確認するための接続ID（VALUX）を当行に対しあらかじめ届け出るものとします。
 - ①依頼日当日に、あらかじめ利用者が指定した利用者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落のうえ、利用者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引

- ②依頼日の翌営業日以降 1 ヶ月以内の営業日で利用者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落のうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）

- （2）前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ利用者が届け出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）または、都度利用者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行います。

- （3）第1項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。

- ①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。
- ②支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

8.（振込・振替取引の依頼）

- （1）振込・振替サービスによる 1 件あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、あらかじめ利用者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。また事業内容、取引目的等を確認の上、当行が別途定める金額の範囲内とすることがあります。
- （2）振込・振替サービスにより振込・振替取引を依頼する場合には、当行が定めた電話番号あてに送信をおこない、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、預金種目、口座番号）、支払指定口座の店番号、預金種目、口座番号、振込・振替金額、振込振替用暗証番号、その他の所定の事項を、当行所定の方法により端末より入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。
- （3）当行が受信した振込振替用暗証番号、接続IDと届出の振込振替用暗証番号、接続IDとの一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認の上、確認コード等を端末より入力してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

9.（振込・振替契約の成立等）

- （1）依頼内容は、当行が受信した振込振替用暗証番号、接続IDおよび都度指定方式の場合の確認暗証番号と届出の振込振替用暗証番号および接続IDとの一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が振込振替用暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうえは、振込振替用暗証番号等につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗聴等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、支払指定口座からの払戻しが有効に成立するものとし、また当該事故により生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- （2）依頼内容が確定したときは、その旨の通知を利用者の端末に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- （3）当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日）に、振込・振替資金、振込手数料（第15条第2項ただし書きの方法により支払うものを除きます。）（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引き落とすものとします。また、領収書等は発行しないものとします。
- （4）振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引き落とす時に成立するものとします。
- （5）前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
- （6）以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取り扱いはできません。
 - ①支払指定口座が解約済のとき
 - ②振込または振替の受付時（振込・振替予約の場合は振込・振替指定日の前日）に、振込・振替資金等の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき
 - ③利用者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき
 - ④差押え等やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの支払を不適当と認めるとき
 - ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済のとき

⑥その他当行が振込・振替サービスを停止すべきと判断する事由が生じたとき

(7) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

10. (振込・振替依頼内容の変更、組戻し)

(1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により組戻しを行ったうえで再度振込を行うこととします。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。ただし、当行と利用者との間で、別途組戻しの手続きを定めた場合は、当該手続により取り扱うこととします。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 前 2 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができません。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4) 訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。

11. (振込・振替サービスに係る端末による依頼内容の取消)

(1) 振込・振替予約の場合には、依頼の取消の取り扱いについては、前条に規定する方法の他、振込・振替指定日の前営業日前までに限り、端末により当行所定の方法により行うことができます。

(2) 前項の端末からの依頼の取消の取り扱いについては、第 9 条第 1 項および第 9 条第 2 項の規定を準用します。

12. (振込・振替サービスにおける取引内容の確認等)

(1) 振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、端末より、当行の所定の期間、当行所定の方法によって照会することができます。

(2) 振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。

(3) 当行は、毎日の振込・振替取引（都度指定方式分）について振込・振替指定日翌営業日までにその明細を記載した通知を発信しますので、取引内容を確認してください。

(4) 第 1 項、第 2 項および第 3 項の場合において取引内容に相違があるとき、または第 3 項の場合において通知が届かないときは、ただちにその旨をお取引店に連絡してください。

13. (秘密保持)

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は、利用者が負うものとします。

14. (問題の解決方法)

データ授受およびその内容に関して、利用者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録に基づき問題の解決にあたるも

のとします。

15. (手数料)

(1) 本サービスの利用に際しては、当行所定の取扱手数料をいただきます。

①取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手、またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ利用者が指定した手数料引落口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。

②利用申込により本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。

(2) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当行が認める場合において、当行所定の日に一括して前条の手数料引落口座から自動的に引き落とす方法によることができます。

(3) 第 10 条第 1 項に規定する変更の受付にあたっては、当行所定の変更手数料をいただきます。

(4) 第 10 条第 2 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。

16. (利用内容・届出事項の変更)

(1) 本サービスの利用内容を変更する場合、その変更内容を、申込書を提出する、または申込フォームへの入力とともに「電子印影アプリ」により届出印の印影を提出することによって、当行に届け出るものとします。

(2) 本サービスの利用内容の変更は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。

(3) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、その変更内容を、申込書を提出する、または申込フォームへの入力とともに「電子印影アプリ」により届出印の印影を提出することによって、直ちに当行に届け出るものとします。

(4) 第 2 項の手続完了の前、もしくは前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 第 3 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

17. (異なる法人等の名義の口座利用について)

(1) 本サービスの利用にあたって、利用者とは異なる法人等の名義の口座（以下「異名義口座」といいます）の利用を希望する場合には、当行に対しあらかじめ口座の明細を届け出るものとします。利用者が利用できる異名義口座は、当行の国内本支店における利用者の子会社等の名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

(2) 異名義口座を利用する場合、利用者は異名義口座に関する口座番号・暗証番号等の情報を入手するにあたって、当該異名義口座の名義人の承諾を利用者の責任においてとるものとし、かつ、入手する情報の内容は利用者とは当該異名義口座の名義人の間で定めることとします。また、異名義口座の利用に関して、紛議が生じた場合、当行は利用者の承諾なく異名義口座の利用を停止します。

(3) 当行が対象口座である異名義口座の名義人より損害賠償請求等を受けた場合、利用者は直ちにその金額を当行へ支払うこととします。

18. (災害等による免責事項)

次の各号の事由によって発生した本サービスに係る障害（本サービスの利用不能、振込・振替金の入金不能、入金遅延等）があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

②当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき

③当行の責によらず、回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき

④当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

19. (解約等)

(1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は「EB サービス解約申込書」によるものとします。

(2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (3) 本サービスの利用契約の解約は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。
- (4) 第3項の手続完了の前に生じた障害については、当行は責任を負いません。
- (5) 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本サービスの利用契約も解約されたものとみなします。
- (6) 利用者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、利用者への通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を利用者のあらかじめ届け出た住所へ発信した時に本サービスの利用契約は解約されるものとします。
- ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別精算開始その他今後試行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
 - ② 利用者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 前3号のほか、利用者の信用情報に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明となったとき
 - ⑥ 解散その他営業活動を休止した場合
 - ⑦ 第15条に定める手数料等の本サービスの利用契約にかかる債務を2ヵ月連続して支払わなかった場合
 - ⑧ この規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠（申込フォームへの入力内容の懈怠を含みます）があった場合または記載内容（申込フォームへの入力内容を含みます）に虚偽の内容があることが判明した場合
 - ⑨ 利用者が不正な取引を行った、またはそのおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑩ この規定、銀行取引約定書その他利用者が当行との間に締結している約定・契約に違反、またはそのおそれがある場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
 - ⑪ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
 - ⑫ 契約者が存在しないことが明らかになった場合、または契約者の意思によらずに本サービスの申込がおこなわれたことが明らかになった場合
 - ⑬ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって契約者について確認した事項および第2条(2)に定める契約者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑭ 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑮ 上記⑫から⑭までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
 - ⑯ 前項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (7) 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくは当行所定の日に引き落とします。
- (8) 当行は、事前に利用者へ通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (9) 本サービスの利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

20. (反社会的勢力の排除)

利用者は、次の①の各号いずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより利用者へ損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

- ① 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - i 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - i 暴力的な要求行為
 - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為

員等を利用していると認められる関係を有すること

iv 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

v 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

i 暴力的な要求行為

ii 法的な責任を超えた不当な要求行為

iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

iv 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

v その他前各号に準ずる行為

21. (規定の準用)

(1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定および当座勘定貸越約定書により取扱うものとします。

(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

22. (顧客情報の取り扱い)

本サービスの利用に関し、当行は利用者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、利用者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

23. (規定の変更等)

民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

以上

(当行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772)

[2024年10月28日現在]